

第 1 回 松江市特別職報酬等審議会 議事録

- 1 日時 令和 6 年 11 月 6 日（水）14 時～16 時
- 2 場所 松江市役所 本館（新庁舎）3 階 第二常任委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員（10 名中、出席者 9 名）
小沢佳子委員、兼折功一委員、塩谷もも委員、白水照之委員、東野直子委員、
日野由紀子委員、古瀬誠委員、三宅克正委員、矢田幸治委員
 - (2) 事務局
講武副市長、小村総務部長、加納総務部次長（人事課長）、
立原主幹（給与係長）、門脇副主任、松浦副主任
- 4 次第
 - ・開会
 - ・副市長挨拶
 - ・辞令書交付、委員紹介
 - ・会長の選出
 - ・諮問
 - ・審議
 - ・事務連絡
 - ・閉会
- 5 傍聴者数 6 名
- 6 所管課 松江市 総務部 人事課（電話 0852-55-5132）

第1回 松江市特別職報酬等審議会議事録

1 開会

(立原係長)

ご案内の時間になりましたので、第1回松江市特別職報酬等審議会を開催いたします。議事に入るまで進行を務めさせていただきます、人事課の立原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めにお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず1つ目が、第1回松江市特別職報酬等審議会と書いております議事次第、それと、松江市特別職報酬等審議会委員名簿、続きまして、本日の会議の席次表、その次が、左上を、ホチキスで留めております、第1回松江市特別職報酬等審議会資料、それと、追加資料として1枚お配りさせていただいております、特別職の報酬等について、昭和39年5月28日自治給第208号と書いた資料になります。不足等ございませんでしょうか。

そういたしますと、本日の審議会は公開とさせていただきますので、報道機関をはじめ、市民の方も傍聴可能な形となっております。あらかじめご了承ください。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、松江市副市長講武直樹よりご挨拶申し上げます。

2 副市長挨拶

(講武副市長)

失礼いたします。副市長の講武でございます。

本日ご出席の皆様には、松江市特別職報酬等審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

また、ご多忙のところ、本日の会議にご出席をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

この審議会は、松江市議会議員の報酬並びに松江市長及び副市長の給料の額等の改定について、あらかじめ市長が、委員の皆様に見解を聞くために、松江市特別職報酬等審議会条例に基づき設置をさせていただくものでございます。

この審議会における議員報酬等の額に関する直近の審議経過を申し上げますと、市町村合併をいたしました平成17年に、5%引き下げることを見解として取りまとめられ、現在の額に減額改定して以降18年が経過しているところでございます。

皆様ご承知の通り、近年は物価高騰など社会経済情勢が大きく変動してきておりまして、先般、人事院、島根県の人事委員会が給与等について勧告を行いました。いずれも3年連

続で月例給、ボーナスとも引き上げる勧告となったところでございます。

このような状況を踏まえまして、本市における議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額につきましても、改定の要否について、委員の皆様からご意見を伺うことが適当と判断したところでございます。

本日の会議では、事務局の総務部人事課から、本市における議員報酬等の改定経過や全国的な状況についてご説明をいたしますので、皆様から忌憚のないご意見をお伺いしたいと考えております。

何卒よろしくお願い申し上げます。

3 辞令書交付、委員紹介

(立原係長)

続きまして、辞令書交付、委員紹介を行います。

皆様に委員任命の辞令書を交付させていただきますけれども、本日はなるべく審議時間を確保したいと思いますので、大変略式で失礼ではございますが、辞令書をあらかじめお席の方に置かせていただいております。何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

続いて委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元にお配りしております委員名簿をご覧ください。名簿順にご紹介をさせていただきます。

松江市連合婦人会副会長、小沢佳子委員です。

続きまして、松江市社会福祉協議会専務理事、兼折功一委員です。

次の島根県農業協同組合くにびき地区本部常務理事本部長、越野浩昭様は本日所用により、ご欠席でいらっしゃいます。

続きまして、島根県立大学人間文化学部地域文化学科教授、塩谷もも委員です。

続きまして、日本政策投資銀行松江事務所長 白水照之委員です。

続きまして、連合島根女性委員会幹事、東野直子委員です。

続きまして、松江市商工会議所女性会会長、日野由紀子委員です。

続きまして、松江商工会議所名誉会頭、古瀬誠委員です。

続きまして、松江市公民館長会会長、三宅克正委員です。

続きまして、松江市町内会自治会連合会幹事、矢田幸治委員です。

皆様よろしくお願いいたします。

4 会長の選出

(立原係長)

続きましてレジメの方は会長の選出の方に進めさせていただきます。

会長の選出ですけれども、松江市特別職報酬等審議会条例第 4 条の規定に基づき、会長を委員の互選により定めることとなっております。

会長の選任について、委員の皆様からご提案もしくはご推薦があれば伺いいたしますがいかがでしょうか。

【提案・推薦なし】

それではないようですので、事務局として腹案がございますけれども、提案をさせていただきますようお願いいたします。

【委員承認】

ありがとうございます。

それでは、事務局提案といたしまして、会長は松江商工会議所名誉会頭、古瀬誠委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ拍手でご承認ください。

【委員拍手】

ありがとうございます。

それでは、会長は古瀬委員にお願いさせていただきます。

大変恐れ入りますが、古瀬会長におかれましては、会長席に移動をお願いします。

5 諮問

そうしますとここで特別職の報酬等の額について、副市長から古瀬会長に諮問書をお渡しします。

(講武副市長)

特別職の報酬等の額について諮問をさせていただきます。

現在の議員報酬並びに市長及び副市長の給料月額については、平成 17 年 10 月 1 日に改定し、現在に至っているところですが、その後の社会経済情勢が大きく変化していることから、下記事項について検討を賜りたく諮問いたします。

- 1、議員報酬並びに市長及び副市長の給料月額の改定の要否
- 2、改定するとした場合における報酬等の額
- 3、改定するとした場合の改定期期

でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(立原係長)

委員の皆様にも諮問書の写しをお配りさせていただきますので、しばらくお待ちください。

そういたしますと大変申し訳ございませんが、講武副市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

それでは審議に入らせていただきます。

初めに古瀬会長からご挨拶をいただいた後、議事進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

6 審議

① 会長挨拶

(古瀬会長)

古瀬でございます。改めまして、よろしくお願い申し上げます。

ご指名でございますので本日、会長を務めさせていただくことになりました。議事運営についてご協力よろしくお願いします。

事務局の方からご説明がありましたように、平成 17 年にマイナス改定して以降、特別職と議員報酬は改定のないままに今日に参りました。後程、説明があると思いますが、他の市町村、あるいは、比較対象とすべきようなところとも大分に見劣ってきているという実態があるようでございますので、今般、市長から報酬改定についての諮問をいただきましてですね、委員の皆様方には、そういう観点から、実情をよく事務局から聞いた上で、お 1 人お 1 人、ご意見を賜りたいと思いますので、報酬の改定の是非ですね、まず、もし改定するとすればどの程度が妥当かと、その辺についても忌憚のないご意見を聞かせていただきまして、都合 2 回会議が予定されているようでございますので、本日のところで皆さんのご意見を十分に伺った上で、事務局の方で素案を作ってください、それをさらにまた次回の審議会でご審議いただいて、結論を出していくと、こういう段取りになろうかと思いますので、今日は広くすべての委員の方にご意見を賜りたいと思います。

どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

② 職務代理者の指定

それでは審議に入ります前にまず、松江市特別職報酬等審議会条例の第 4 条という規定

がございまして、資料にお付けしていると思いますが、その中に会長の職務代理者をあらかじめ定めておく必要がある、生身の人間でありますので、急に出られなくなるということも、可能性としてはあり得るわけであって、その際に会長の職務代理者を会長が指定するという事になっております。

私の方から職務代理者を指名させていただきたいと存じます。

職務代理者として、松江市公民館長会の会長さんでいらっしゃる、三宅克正委員にお願いをいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【委員了承】

それではそういうことで三宅委員さんよろしく願いいたします。

③ 審議

それでは早速審議に入らせていただきたいと存じます。

本日の会議では、議員報酬と市長及び副市長の給料月額の改定の要否について皆さんの意見を伺いたいと、重ねて申し上げますけどもそういうことになります。

まずその判断材料として、事務局の方から、実情、これまでの経緯についてですね、皆さん方のお手元に資料があると思いますが、平成 17 年度以降、市の職員の場合にはずっとデフレが続き、1%未満でありますけど減額改定が続いていました。

平成 27 年、28 年ぐらいから、ちょっと説明されると思いますが、わずかずつ、プラス改定、人事院勧告の国家公務員の給与に準じて、地方公務員も決まっていくわけですが、小幅ではありますが毎年少しずつ改定して、とりわけここ 2 年は、岸田政権が経済の好循環、物価を上回る賃金ということを非常に強く打ち出しておられます。それに添う形で民間企業も呼応して賃上げ率が高くなったということもあって、とりわけ直近はですね、2.76%という非常に高い改定率になっています。

職員の場合は、そういうことも背景にあってですね、これから詳しく説明されると思いますが、一方で議員は平成 17 年に減額改定してその後は据え置いている。従って、少しずつその辺のバランスも崩れてきているということもあって、こういう事態になった次第であるわけです。

それも踏まえまして事務局の方から説明をひとつまずお願いしたいと思います。よろしく願います。

(加納次長)

本日、ご説明をさせていただきます人事課長の加納でございます。

よろしくお願いいたします。

説明に使います資料はホチキス留めしております、第 1 回松江市特別職報酬等審議会資料と別様で 1 枚、特別職の報酬等について、昭和 39 年の自治事務次官通知というものでご説明をさせていただきます。

初めにこの審議会の位置付け・概要からご説明をさせていただきたいと思います。

1 ページに、先ほど会長さんもおっしゃられましたけども、松江市特別職報酬等審議会の条例をおつけしております。

松江市において、議員報酬それから市長・副市長の給料等について、改定の必要があるかどうか、市長が意見を聞くために、この審議会というものを設置させていただいております。

そもそものこの審議会の設置根拠になりますのが、もう 1 枚の紙でつけております、自治事務次官通知でございまして、昭和 39 年に通知が発出されておりますけども、まずこの通知の中で特別職報酬審議会を設置するものということが示され、またこの審議会の委員は、区域内の公共的団体等の代表者、また住民の皆様から任命するということと、あと議員、それから各自治体の長等は、任命を避けることということで方針が示されております。

この事務次官通知に基づいて、松江市でも条例を設置いたしまして、本日は 10 名の委員の皆様からご意見を伺わせていただきたいと思いますと思っております。

この審議会の所掌事項につきましては、条例の第 2 条に定めておりますけども、繰り返しになりますが、議員報酬、それから市長、副市長の給料の月額についてご意見を伺うものとしております。

それから委員につきましても第 3 条で、委員は 10 人で、松江市内の区域からというところで、この審議会の設置は、その必要の都度、委員の皆様にお出かけをいただきまして、審議が終了したときは、解任されるという定めになってございます。

2 ページになりますけども、次に議員報酬それから市長・副市長の給料に関する規定について、少し触れさせていただきたいと思います。

初めに 2 ページには地方自治法の抜粋を載せております。

この自治法では、第 203 条で議会の議員に対しては議員報酬を支給しなければならないということ、第 203 条第 4 項で、議員報酬の額については、条例でこれを定めなければならないという規定がございます。

市長・副市長の給料の額につきましても、地方自治法の第 204 条で、給料を支給しなければならないということと、第 3 項で、給料等の額についても条例で定めなければならない、という規定がございます。

また一番下段に載せておりますけども、第 204 条の 2 におきましては、法律、それから条例に基づかずには、報酬・給料等は支給できないという規定もあわせてございます。

続きまして 3 ページをご覧くださいと思いますが、今ご説明しました地方自治法の規定に基づきまして、松江市においても、議員報酬それから市長・副市長の給料等について

条例を設けてございますが、初めに議員報酬に関する条例をご説明させていただきます。
3 ページになりますけれども、松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を設けてございます。

この条例の第 2 条におきまして、議員報酬の額を具体的に定めております。

第 1 項の 1 号から 3 号まで、まず議長は月額 58 万 4,000 円、副議長は月額 50 万 4,000 円、その他議員は月額 47 万 5,000 円としております。

毎月、その月分の報酬をお支払いするという規定になってございます。

あわせて参考ですが、下段の方に期末手当を載せておりますけれども、毎年 6 月 1 日、それから 12 月 1 日に在籍される議員の皆様には、一定のルールに基づきまして期末手当を支給しております。

続きまして、4 ページになりますけれども、こちらが市長・副市長の給料の額に関する規定でございます、松江市特別職の職員の給与に関する条例を設けてございます。

こちらにも具体的な金額を条例で定めておりますが、4 ページの一番下に別表を載せております。こちらで市長の給料の月額は、102 万 6,000 円。副市長につきましては、月額 83 万 6,000 円と定めております。

また議員の皆様と同様に、第 3 条で期末手当の支給に関する規定も設けておりまして、議員の皆様と支給方法及び計算方法については同じルールで定めております。

ここまでの報酬審議会それから議員報酬、市長、副市長の給与に関する規定に関するご説明となりますが、これからは、松江市における報酬・給料の見直し経過などについてご説明させていただきます。

5 ページの上段に表を載せておりますけれども、過去 5 回の改定状況について一覧表を掲載しております。

昭和 60 年以降から載せておりますけれども、3 年から 4 年ごとにプラス改定を行って参りました。

一番直近では、市町村合併をいたしました平成 17 年に市長・副市長、それから議長、副議長、議員の皆様、一律に 5% のマイナス改定をしております。

この金額が現在まで支給されている金額になります。

それから表の下からは、過去の改定について、記録が残っておりますこの審議会での結果について、載せております。

平成 8 年から平成 17 年まで少し間が空いておりますけれども、実は平成 8 年に、直近では最後のプラス改定を行った審議会において、委員の皆様からのご意見としまして、少なくとも 2 年間隔で、この審議会を開催することが必要というご意見が添えられました。

平成 8 年のご意見を踏まえまして、平成 10 年、それから平成 12 年に審議会を開催しておりますけれども、いずれも、その当時の地方行政を取り巻く環境が厳しいという状況を踏

まえまして、平成 8 年に改定した額をそのまま据え置きとされたところです。

6 ページは、直近の平成 17 年のこの審議会の経過を載せております。

この当時は先ほど申し上げましたけれども一律に 5%の減額という意見が取りまとめられまして、その時期については平成 17 年 10 月 1 日が適当というご意見のもとに、平成 17 年 10 月から改定額で進めさせていただいております。

その当時の審議会のご意見といたしまして、地方自治体を取り巻く厳しい環境ということでマイナス改定のご意見が取りまとめられましたが、併せまして、社会情勢が目まぐるしく変化している状況を踏まえまして、1 年から 2 年を目途に審議会を開催することが必要ではないかというご意見をいただいたところです。

当時ですが、審議会のご意見を踏まえまして、月額をマイナス改定したことにあわせまして、当時、市長以下の特別職につきましては、あわせて給料月額のカット、改正前の給料の 5%カットという措置も、別にとったところですが、こちらについては、令和 2 年度末をもって、取り止めとしているところです。

平成 17 年に一律マイナス改定をして以降、議員報酬、市長及び副市長の給料の月額に関してこの審議会は、先ほどご挨拶の中で説明させていただきましたとおり、18 年開催しておりません。

しかしながら、ここ近年の物価高騰と、社会経済情勢が大きく変動してきているという状況を踏まえまして、この度、皆様から改定の要否について、ご意見を伺わせていただきたいと考えております。

次の 7 ページには、先ほど過去 5 回の改定状況について表を載せておりましたけれども、そちらをグラフとして、参考におつけしておりますので、これまでの推移について参考にご覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

(古瀬会長)

ありがとうございました。

それでは皆様方のご意見をいただく前に、ただいまの事務局の説明に対しましてですね、何かご疑問の点、あるいはもう少しお聞きしたい点があれば、まずそれをお尋ねしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

はいどうぞ。

(三宅委員)

詳しい説明をしていただいて、ありがとうございました。

我々は、意見を言うということになっていきますけれども、今の金額が高いのか低いのか正直言ってよく分からない状況です。判断する一つの材料として、例えば類似団体とか他市の状況とか、もしデータがあれば、お示しいただけると判断しやすくなるのではないかと思います。

ます。

(古瀬会長)

わかりました。

事務局の方で、もし比較材料があれば、それを回答として説明していただければと思いますが。

(加納次長)

全国的な状況というところで、松江市は中核市でございますので、その中核市の状況がどうかというところを中心に、お話をさせていただきたいと思います。

追加で資料をお配りさせていただきます。

【事務局から追加資料の配布】

初めにA3判の横の資料をご覧いただきたいと思いますが、全国に人口20万人以上の中核市が現在62自治体ございます。こちらの一覧表は62自治体の市長、副市長、議長、副議長、議員、それぞれの月額について、一覧形式にしたものです。

その中で、松江市は黄色の網掛けをさせていただいておりますが、中核市の中でどういう位置付けかというところは、それぞれの金額の右に、55とか57とか、これは62団体中の順位を載せております。

こちらをご覧いただきますと、市長の102万6000円については62団体中55位の状況です。

同じく副市長は57位、また、議長、副議長、議員につきましても、中核市の中でも最下位クラスという位置付けになっております。

また市長、副市長の月額につきましても、右側の表の一番下の方に、中核市の平均、最高最低と載せておりますが、現在は、中核市の平均の金額よりも、市長・副市長の給料月額はいずれも低いという位置付けになってございます。

また、62中核市の中でも、人口規模がやはり大きく違って参りますので、松江市と比較的人口規模が近いところとして、中核市の中でも人口25万人未満の自治体に絞って比較した表も、1枚おつけしております。

こちらは11自治体を参考に抽出させていただきましたけども、この11自治体の中で見ますと、市長の給料月額は9位というところ。あと副市長、議長、副議長、議員の月額については、下位の方に位置付けということになっておりまして、先ほど申し上げた通り議長、副議長、議員については62団体中最下位の位置付けとなっております。同様に、市長、副市長につきましても人口規模が近い自治体の平均を見ましても、やはりまだ平均を下回っているという状況にございます。こちらが全国的なところとしてお示しできるものと思って

おります。

あわせまして、現在、全国的に特別職報酬の見直しがされているかどうかという状況について、もう1枚お配りしておりますA4の横の資料になります。

こちらにつきましては、令和元年度以降に、市長、副市長、議長、副議長、議員、それぞれすべての月額を改定した自治体を抽出したのになります。

ご覧いただきますと岡崎市が令和4年度に、若干のマイナス改定をしたものを除きまして、近年はいずれもプラス改定という状況になってございます。

金額の大小はそれぞれでございます。また、下から2行目に島根県を載せておりますが、実は島根県も今年8月に知事、副知事、県議の給料及び報酬の月額の改定を行っておられまして、具体的な金額も載せておりますが知事については4万円のアップ、副知事、議員については3万円アップというところでプラス改定が行われている状況でございます。

ご参考になればと思ひましてご用意させていただきました。

(古瀬会長)

ありがとうございました。

現状の水準の比較資料をご説明していただきました。

(三宅委員)

ありがとうございました。

(古瀬会長)

いろいろご意見を伺う前に、何か他にご質問があればどうぞ。

(白水委員)

ご説明ありがとうございました。

私からも2点、説明を伺ってご質問させていただければありがたいです。

1点目が、これは私が理解できているかの確認になりますけど、概ね1年から2年を目途に過去審議会が行われていたのが、平成17年以降は行われてなかったという理解でいいんですか。それとも審議会は毎年定期的に行われていたという理解でいいのですか。

(加納次長)

平成17年以降は、給料・報酬の月額に関する審議会は行っておりませんが、平成25年に一度審議会を開催しております。

先ほど最初に、この審議会の条例をご説明いたしましたが、この審議会の所掌事項として、給料報酬の額、その他に、議員の政務活動費についても所掌事項としてございます。

平成25年は、政務活動費のあり方について、ご意見をいただくため審議会を開催したと

いう経過がございます。

(白水委員)

その点で言うと、過去の経緯を見ていると当然、経済状況とか市場動向が変動し得るので、それに応じて、しっかり定期的に行いなさいというように見えたのですが、行わなかった理由が何かあるのですか。いや、要は審議会の前にもう、すり合わせたので開催まで至らなかったのかとかそういう何か、やり方の話ですけど。

(小村部長)

今のご質問にお答えさせていただきます。

国の通知などでも経済状況、それから、冒頭会長がおっしゃいました我々一般職の改定幅などを勘案しながら、判断すべきとしておりまして、会長がおっしゃった部分で言うと平成 17 年度以降は 0 コンマ幾らのマイナスとかですね、その時々もこういった審議会を開いてご議論いただくレベルの改定幅なのかということを事務局の方で判断させていただいて、そこまで至らない状況なので、審議会を開催するまでには至らない。全国的な状況を言いますとそういう自治体の方が大半でございます。

島根県も 10 数年ぶりに先般改定したところです。

ただ、定期的に審議会を行っている自治体もありまして、1 年に 1 回、今年は改定する必要があるのかないのか、それをきちんと毎年 1 回ずつ開催している自治体もありますが、全国的な情勢では、大半のところは状況を踏まえて審議会の開催までには至らないという判断をしてきたという状況でございます。

(白水委員)

理解しました。要は、大きな変動がなければ普通開催しないのが一般的だったということですか。ありがとうございます。

もう 1 点だけすいません。

先ほど 5 ページのところ、過去、平成 17 年のタイミングで地方の厳しい状況を踏まえて、かなり下げた形になっていきますけど、この 5%引き下げ改定をしたときの、その要因、どういう判断材料があったのかがもしわかれば、例えば、先ほど説明していただいた、経済動向をどのような指標を使って判断されたのか、他の自治体の事例とかを参考にしての判断かもしれませんけど、5%の根拠がわかれば、お伺いできるとありがたいです。

(小村部長)

答申の内容についてはこういう表現でございますが、これもまた全国的な情勢がございました。松江市以外のところでも市町村合併があり、そこから行政改革の時代、バブルが終わってどうしていくのか、住民の皆さんのご理解をいただきながら、どう行政のスリム化を

図っていくのかということを考える時代が20年前だと思っております、その頃はどこの自治体も身を切る改革とか、これは我々職員もですが、そういった時代であったと思います。

そういった類似都市の状況を見ながら、最終的には、5%なのか6%なのか7%なのかというところになると、そこも全国的な情勢を見ながら、結果的には鳥取市も当時同じような判断をされていますが、そういった判断で一律マイナス5%ということで市民の皆さんにご理解を得るといような最終的な結論、これは審議会でご議論いただいて最終的には議会でその条例を議決というところになりますので、そういった流れの中でこの額が最終決定されたと、市民の皆さんのご理解ということで決まったというように我々認識しております。

(白水委員)

ありがとうございました。

(古瀬会長)

それでは事務局の説明について。

どうぞ。

(兼折委員)

すいません。最初に会長さんのご挨拶にもありましたけれども、ここ1年2年、民間においては賃金改定が行われているという状況、今年についても、30数年ぶりに高い水準ということになっておりますし、先ほど事務局の説明でも、前回の報酬改定のときは、職員についてもマイナス改定の状況だったというお話もありましたけれども、近年の一般職の職員の給料についてどういう状況かをお示しいただくと判断をしやすいのかなと思いますので、お願いできますでしょうか。

(加納次長)

それでは我々一般職の職員の給与改定について、状況がわかるものを取り急ぎ用意させていただきます。

【事務局から追加資料の配布】

今、追加でお配りさせていただいたものが、私たち、松江市の一般職の給与の状況をお示しするものです。

私たち一般職の給与につきましては、国の人事院勧告に準じて毎年見直しを行っております。国家公務員に準じた形で、毎年見直しをさせていただいております。

お配りした資料は、平成17年に市町村合併してから、人事院が、こういった勧告をして

きたのかを一覧形式でお示ししておりますけれども、市町村合併をした平成 17 年、グラフではなく下の表をご覧くださいと思いますが、一番左に各年、その右に改定率ということで数字を載せておりますけれども、その改定率はその年々の人事院勧告に基づく一般職の給与の改定率になります。

平成 17 年以降はマイナス勧告、あるいは据え置き（改定なし）という勧告が出ておりましたけれども、平成 25 年以降、若干ではありますが、プラス勧告に転じております。

また下から 3 行目、令和 4 年以降は、かなり大幅なプラス勧告が出ている状況でございます。今年は 33 年ぶりの水準での大幅引き上げというところで勧告が出されたところです。

また一番右に黄色の網掛けで数字を載せておりますけれども、こちらは毎年、人事院が平均改定率を示すわけですが、市町村合併以降の改定率を毎年累積させて、現在の累積改定率が平成 17 年を起点としたときに、どのくらいの水準に達しているかということ、4.56 とかなり高まっている状況でございます。

その累積改定率を見やすくしたのが上の折れ線グラフになりますけれども、会長もおっしゃいましたけれども、ここ近年急激に上がったというところをご覧くださいと思います。

我々一般職の状況については、以上でございます。

（兼折委員）

ありがとうございました。

（古瀬会長）

よろしいですか。

その他で説明に対する質問がありましたら、お願いしたいと思いますけれどもいかがですか。

どうぞ。

（三宅委員）

一般職の情報については、ご説明いただきありがとうございました。よく分かりました。

問題は、上げるかどうかということもありますが、上げるときにどの程度上げるかということも、我々の審議内容に入っているわけですね。

そうすると、上げ幅について考えるときに、こういう考え方で、例えば上げるとか、あるいはこれは何かルールがあって、これを上げるのか。ここが分からないとなかなか我々も意見を言いにくい、こういう考え方で上げ幅をお願いしますと、ルールというか考え方みたいなものを教えていただきたい。

（古瀬会長）

私の方から、議事の進め方の観点から言いますと、まず、審議会で方向性を定めなければいけないことは、上げることを可とすべきか否とすべきか、これが1つ。

今おっしゃったように、上げるとすればどのぐらい上げるか、これが2つ目。

そこも含めて、これから皆さん方にお1人お1人にご意見を伺いたい。その意見を言うための材料として、事務局で集められる材料、例えば、よその中核都市との比較であるとか、過去のトレンドであるとか、いろいろな意味で参考になる説明をいただいた。唯一出ていないのは、公務員の給与の額が世間常識からして、適切なのかなどなのか。そこは大いに疑問を持っています。

いやいや、そこがもうそもそも、私は上場企業の社外取締役をしていますけど、その社外取締役の給与すら、市長の給与が高くないわけですよ、一般的に比較すると。労働密度という、上定さんは土日もなくて必死に働いていらっしゃる。そういう状態と、要するに、報酬というものが果たしてですね、レベルとして、感情は別にして、レベルとしてバランスがとれているのかなどなのかみたいなことが多分あると思います。

そういうことも含めて、皆さん方の意見も聞いた上で、改定幅については、次回、結論を出さないといけませんので、今日出た意見を踏まえて事務局の方でいくつか案を提案していただいて、その意見を踏まえて、その可否を議論して、こういう段取りしかない。何も無いところからいきなりいくら引き上げるということは難しいので、いろんな水準を見比べながら、委員さんお一人お一人がどういう感覚でおられるかを確認しながら、それを踏まえた上で、事務局で具体的な案をご用意していただいて、その可否をご審議いただいて決定するというような段取りになろうかと思います。現実的には。

事務局の方、そういう方向でいいですか。今日はお話を聞いて、方向性ですね、まず引き上げるべきか引き上げるべきじゃないかぐらいのことはわかると思いますので。

問題はその先です。

どの程度であるべきなのか、抑制的であるべきなのかっていうのも、大体の雰囲気やご意見の中身を吟味していただければある程度のところがわかると思う。それを踏まえて、回りの会議に具体的な案を提示しながら、それで議論いただくということは、それは可能なわけですね。大丈夫でしょうか。

(小村部長)

はい。

(古瀬会長)

そういうことでどうでしょうかね。

そうしないと雲を掴むような話になってしまい、最初から議論が紛糾すると思いますので、今日まず存分に意見を賜った上で、それを踏まえて事務局の方で具体的な案を用意していただいて、それをまた可否を検討していくという、こういう段取りにしたいと思います。

異存がなければそういうことで、他にございませんでしょうか。

ご質問、説明に対するご質問は。

(古瀬会長)

よろしいですかね。

それではまた質問等あれば、その都度お聞かせいただければお答えいただきますので、それでは先に進ませていただいて恐縮ですけど、いよいよ本題に入らせていただきます。

今までご説明いただいた中で、特別職並びに議員の報酬の改定が、必要なのか必要じゃないのか、そのことがまず1つ。

もう1つは、改定するにしても、その考え方ですよ。

それぞれの委員の皆様方、これはもう率直に、委員の皆様方のご意見が大事になります。

挙手ではなくて、順番に委員の方全員にご発言を願いたいと思っています。

できれば、議事の進行上3分ぐらいにまとめてご発言いただくと喜びます。

東野さんの方から順番に時計回り、どなたにもお伺いしたいと思いますので、ひとつご協力よろしくお願いします。

(東野委員)

いろいろなことがあまりわかってないところもありますが、改定が必要かどうかということについての私の考えは、先ほどから何回も出ています、労働組合でも賃上げ闘争するのですが、今年は32年ぶりだったかな、中小企業も、かなりの高水準の賃上げが決まりました、資料を見ますと18年間改定を行っていないということでもありますので、世間もそうやって賃上げが決まり、物価もすごく高騰しておりますので、改定があつていいのではないかなと私は思っております。

(日野委員)

私も同様にやはり世の中の賃上げとかそういったこの物価高騰、そういった社会情勢を見ても、賃上げこの度の報酬は引き上げが必要かなと考えております。

市長さんのその活動っていうか、その土日に関係なく市民のイベントに参加されたりする活動を見ておりますと、やはり、ちょっと今のままでいいのかなというのは、多少なりとも感じております。

県の方にもちょっと出かけさせていただいたのですが、そのときもやはり、知事も土日に出かけておられ、やはり市民や県民に対しての、姿勢というものが違いますので、それに見合った報酬というのはある程度は必要ではないのかなというように感じております。

上げ幅に関しましては、なかなかちょっと今すぐに私もこれって言いがたいですけども、やはり一般職の方々とのバランスも考えて、パーセンテージを出す必要があるのかなというように考えております。

18 年近く改定がなかったというのはちょっとやはり驚きもありますし、こういった同様の市において順位というのもこれだけ低い位置にいるということも、松江市民としては、どうかという思いもありますし、それに活動を可視化できている部分も多々ある中で、やはりそれなりの報酬の引き上げが必要なのかなと考えております。

以上です。

(三宅委員)

もう、基本的には引き上げでやむなしと思っています。

行政のトップにある方とか、我々の代表である議員さんは、やはりそれなりの処遇をしないと人材が集まらないということがまず 1 つあると思います。

それから 18 年前のこれ 2005 年だと思いますが、ちょうど市町村合併で、町村の議員さんは多分 20 万ぐらいしかもらっていなかったことと、市議会が一緒になるということもあったことが 1 つと、もう 1 つはあのときいわゆる地財ショックといいまして小泉内閣で自由に使える財源が、多分、松江市の場合も、10 億円単位で削られた時期だったと思いますが、1 つそういった社会情勢も含めてマイナスの改定をせざるをえなかったということがあったと思います。その後、本当に低成長の経済が続いて、結果的には全く、ほとんど一般の給与も上がっていませんし、これは 18 年間、審議しなかったこともやむを得ないとは思いますが、ここに来て、会長さんがおっしゃったように、経済情勢も随分変わって参りましたし、引き上げることに付いてですね、多くの疑問は出されないのではないかと思います。

ただ、先ほど日野委員からお話がありましたけど、市長さんの動きは非常に市民に見えやすいですが、議員の動きは、なかなか市民に見えてこない。良い仕事をしていただくためにはそれなりの報酬を支払わないといけないけれども、我々市民感情からすれば、もっともって議員さんの活動を目に見える形で出していただく必要がある。

そうすれば市民の納得も得られやすいのではないかと思います。

以上でございます。

(矢田委員)

先ほど来ご説明をお聞きしますと、やはり上げる、上げてあげた方が、表現が悪いのですが、上げてあげるほうがいいのではないかと思います。

先ほど意見もありましたが、一般職の方とのバランスもありましょうし、それから議員さん等のですね、なり手といいますか、非常に少ない中で、この金額を示すことで、その気になれる方もいるのではないかなという気もしますので、私は上げるべきではないかと。

(白水委員)

私も改定がやはり必要ではないかというように理解しております。

大きく伺った内容で3点、根拠として考えておまして、1点目は、経済情勢を踏まえた人事院勧告、先ほどもありましたが、やはり今の時勢を踏まえれば、十分その時期に来ているのではないかというのが1点目。

2点目は、今までの経緯ですね、地域特性としてやはり市町村合併して、18年間据え置きしてきたというところも大きな要因だと思います。

3点目はこれももうすでにご発言されましたけれども、人材確保等モチベーションの視点だと思います。

官と民の給与の差というのがやはり、バランスをとる上でも、しっかり人材を確保して、地域のために貢献していただくという観点でも、この3点目の、人をしっかり確保するという意味で大事な視点ではないかと考えております。

以上でございます。

(塩谷委員)

私も改定は必要であると考えます。

それで、私も他の自治体の状況等についてはあまり知らなかったのですが、今日のお話の中でも、同規模の中核市と比較して、かなり下位であるという点もございましたし、また、その意見も含めまして他の自治体もちょうど今見直しの時期に来ているというときでもあります。

また、先ほどからお話に出ているような、非常に民間企業さんとのバランスですとか、一般職の方については見直しがされているという中で、その特別職だけそのままにしておくというのはいかがなものかなと思いますので、改定が必要ではないかと考えます。

以上です。

(兼折委員)

私の方も改定が必要だろうと思っております。

民間におかれましては、やはり物価上昇もありますし、それから人材確保、そういった面から賃金が改定されております。

それと今の報酬、市長さん、議員さんの報酬につきましては、先ほどからありますように合併以降20年近く変わってないということ、それから職員の皆さん方はここ1・2年で非常に上がっていると。そういったことをトータル的に考えるとやはり、今回改定は必要ではないかと思っているところでございます。

(小沢委員)

私もこのたびのプラス改定は当然だと思います、いろいろなことを考えて。

ただ、さっき一覧表もいただきましたが、松江市とか鳥取市がいろいろな市の市長、副市長、各議員の報酬がその62団体のうちほとんど最下位だからといってそれを平均まで持つ

ていく必要はないと思います。

人口規模からしても、行政の財政規模からしてもそんなに無理することなく、最低であればその最低でも仕方がないと思います。お忙しい毎日だとわかりますが、この人口規模がもっと 30 万 40 万 50 万の都市と同じようなことに肩を並べる必要はないと思います。

それとよく、期末手当等が支給されるときに、公務員の方の手当の額が発表されますので、もちろんそれが、何ヶ月分というような言い方をされるので、それと中小企業とを比べると、合銀さんのような大きな企業は違うのかもしれませんが、中小企業にとっては本当に公務員さんとの差に愕然としますね。

やはり良い給料を出さないと良い公務員も集まらないし、議員さんも集まらない。議員に専念して、頑張ってくれるそういった議員さんも集まらない。それはもう当然だと思うものの、島根県は最低賃金が上がったもののとても苦しいです。低い水準ではありますが上がりましたし。

だからそういったことと公務員との差は、そういった数字が発表される度に、とても中小企業の身を置くものとしても、この差ですね、公務員と民間の中小企業とのいろいろな報酬の差はありますが、この度のプラスの改定をすることは妥当だと思います。ですが、山陰の小さな都市ですのでそこまで大きな引上げは必要ないと思います。

(古瀬会長)

皆様方からご意見を賜りまして、伺ったところではまず、改定が必要か必要じゃないかについては異論なく、改定すべきだというご意見で一致したと思います。

それは 1 つ、方向として確認させていただきたい。

それからあと改定幅については、これはなかなかですね、今事前に説明いただいただけではですね、判断しづらいところがあるわけですけど、今お聞きになって、例えば一般職とのバランスをどうとるか、小沢委員がおっしゃったように、中小企業の社員と、公務員との間でそもそも差があるので、そんなに無理しなくても似たようなところの水準で、改定幅は十分じゃないかというご意見だったと思いますけど、あんまり無理することはないのではないかというご意見もあれば、モチベーションを高めるためには、三宅委員がおっしゃったと思いますけど、もう少し活動自体、例えば議員の報酬なんか、報酬自体もそうなのですが、確かにある程度報酬を出さないと人が集まってこない、これは各自治体がお悩みになっているのではないかと思います。

それが、市民感情からすると、必ずしもそこは相容れない部分が、もう少し合理化できるのではないかと。根底にそういうものがあったり、小沢委員がおっしゃるようなこともあったりして、なかなかそこにいけない。

それを埋めるのは唯一、やはり活動の透明性というか、市民がどういう活動をして、どういう対価を得ているのかが分かりやすくなることという。

そういう意味からすると、随分前でしかたけど新聞で見た限りでは、自治体においては、計

算の根拠ですね、コストを計算し、議員がそれに対してどのぐらい実際に活動したのかというのをかけ合わせながら、報酬を決める。そういう、いわゆる民間企業に近い形で報酬の決め方をしているところもあるように、新聞記事で見ただけですから、確認したわけではありませんのでいいかげんなことを言いますが、事務局で調べてもらいたいのですけど。そういうやり方もあるわけです。

ある意味、今日出た意見の中では、やはりそうだなと僕も何となくわかる気がするのは、やたら給与を抑えるだけではなくて、かといって上げるだけではなくて、しっかりその仕事をやっていただいて、やっていただいた仕事に対してきちっと対価が払えるという観点、もう少しはっきりさせる方が、より納得性があるような気がするのですね。なかなか難しいですけども、それは。

他にも賃金改定だけで、クリアできる問題じゃありませんので、全体の運営上の問題もあります。そう簡単ではないと思いますが、1つの視点としては、報酬っていうのはあくまでやっぱりそういう透明性をもって、その報酬が妥当かどうか評価をし、判断できるような形で改定が望ましいというのは一理あるような気がします。

そのところも工夫しながら案を作っていただくことになると思いますが、今までおっしゃられた方でまだもう少し言い足りないということがあれば、意見を聞く機会がこれが最後でございます。

その意見を反映しながら事務局の方で素案を作っていただきますので、何かあれば、どうぞ自由にご発言いただきたいと思います。

(三宅委員)

上げ幅については次回になるのですが。

先ほど申し上げたのは、その基本的な考え方を、上げるにしてもその幅ですね、直近のところ、島根県が今年8月に改定をしておられるのですが、例えば島根県の上げることに對する基本的な考え方といいますか、そこをもしご存じであれば。

(加納次長)

島根県の具体的な数字とか、そういったものは持ち合わせておりませんが、考え方につきましては県の方に伺っております。

口頭での回答になりますけども、島根県が今年8月に改定しておりますが、その改定の考え方は、先ほど市の一般職の職員の給与の改定状況を説明しましたが、同様に、島根県は人事委員会を持っていますので、県が最後に報酬改定したところを起点に、県の人事委員会が毎年勧告している一般職の給与の改定率を累積して、その累積率を、現在の報酬額にかけ合わせて数字を導き出したと聞いております。

(小村部長)

少し補足させてください。

冒頭、昭和 39 年の自治省通知を出したのですが、そのあともいろいろ国の方は全国的にこうあるべきということで、大分古い話ですが昭和 43 年あたりの通知で、例えば議員報酬の額を定めるには類似市町村との比較や一般職の職員との整合性に配慮することということになっています。それまではいろいろな自治体が勝手に決めていたものですが。

そのあと市町村合併があって行財政改革が進んで、身を切る改革をした結果で議員定数を削減したりなどして、それと議員のなり手不足が出ましてですね。会長さんがおっしゃった部分のいろいろなやり方、市よりも町村とかがなり手不足、無投票ということで、じゃあどうあるべきか、議会の活動も踏まえながら報酬を定めるべきじゃないかというのが、これは全国の町村議会議長会等からの提案もありました。ですから会長さんがおっしゃった島根県の一部の市町村の中にはそういった、見合った報酬で議員のなり手不足を解消するというような流れが最近出てきたということでございまして、島根県が先ほどどのような基準だったかというのは、さかのぼりますけど自治省通知における類似市町村との比較や一般職の職員との整合性に配慮するということで、一般職の改定率を使ったと認識しているところでございます。

(古瀬会長)

ありがとうございます。

いや、皆さん方の意見の中にもやはり一般職とのバランスとか、他の自治体との横並びの水準の比較は大事だということを意見としていただいていますので、おそらくそれは委員の皆さん方も、確かに県は人事委員会がありますから、少し仕組みが違うというところもあると思いますが。

他にございませんでしょうか。

④ まとめ

ございませんかね、それではですね、急ぐようで恐縮ですけども、今いただきました意見をメモしていただいたと思いますので、それを踏まえてですね、とりわけ大事だなと思うのはやっぱり透明性は大事ですね。活動自体をどうやって見える化し、市民の皆さんにとってそこが壁になっている面があるわけですね。

もう入口のところで、引き上げるなんてけしからんという市民の声もあります。そういうところはもう、建前論のところでぶつかってしまっていますけども、それでは人も集まらないという悪い循環が起こりますから、ちゃんと仕事をしてもらうということにして、それに見合った報酬を出すということは当然のことですから、そういう意味ではその辺の工夫をね、ここの審議会の議題ではないかもしれませんが、切っても切れない関係だと思いたすの

で。

報酬を改定するという意味において、そういう意味ではその辺も念頭に置いていただき、皆さんの意見を参考にしながら、この次の会議では、その辺も踏まえて、それから、一般職とのバランス取るとか、高望みせずに人口規模の同じようなところを参考にしたらいいのではないのでしょうかとか、いろいろ意見が出ました。そういう意見を参考にしながら組み立てていただいて、具体的な案を1つでも2つでも、A案B案C案でもいいですし、そういう形で審議をいただいて、それで決めていくと。

こういう段取りで皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういうことで事務局の方にお願ひします。よろしいですかね。

それでは事務局にお返しします。

(立原係長)

ありがとうございます。

古瀬会長様には、円滑な議事進行をいただき、ありがとうございました。

そういたしますと閉会に当たりましてですね、総務部長の小村よりご挨拶を申し上げます。

(小村部長)

最後に一言ご挨拶申し上げます。

今日皆様方お忙しい中活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

次回までに事務局としての案を提示して慎重にご議論いただきたいと思います。せっかくの機会でございますので、2、3分お時間をいただいております。

会長からお話がありましたが、組織として市長をトップにどう市民の皆様に、組織全体としてサービスをしていくか、それは働き方に見合った給料というものを大切にしていけないといけない。あるいは人事評価をしてきちっと働いた職員にはそれ以上の給料があり、今日の話題でいいますと一般職はどのくらい上がっているかという率は大体お話をしていますが、参考までに言いますと、この2年間で大卒の新規採用職員の初任給は3万円以上上がりました。

2年ほど前までは18万円だったのが、来年度入る職員は22万円。ようやく民間の大企業に追いつきました。なぜかという人事院勧告は、従業員50人以上の企業を対象にしておりますので、いろいろ中小企業さんの大変さもありますけどやっぱり大手の銀行、メガバンクと比べるとまだ22万円でも3万円・4万円低い。ただ、新規採用職員は人材確保のために3万数千円2年間で上がりましたが、私のような50代後半は2年間で5000円ぐらいしか上がっていない状況です。

やっぱりそうやって人材確保もしながら市民の皆さんにご理解いただける、市民サービスをしていくということは大切なことだと思います。

もう一つは、我々組織の外でいろいろと支えていただいている方、例えば教育委員会の委員とか監査委員とか、消防団員とか、非常勤の特別職ということで、この審議会の議論とは違うのですが、こういった方も今の経済情勢を踏まえて、どうすべきかを実は組織内で議論しております。

我々一般職だけ、また特別職だけが上がってもおかしい話でございます。

そういったことを庁内で議論しておりますので、最後、申し上げさせていただきました。

なかなか初めてのお話を今日説明させていただいて難しい議論だったかもしれませんが、ぜひ次回も活発なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

7 事務連絡、8 閉会

(立原係長)

皆さんありがとうございました。

一点、事務連絡をさせていただきます。

次回の審議会につきましては、11月21日の木曜日、時間は午後2時から、殿町の市町村振興センター3階特別会議室で行う予定にしております。

案内につきましては、改めてまた文書の方でさせていただきます。

ご確認をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そういたしますと、以上をもちまして、第1回松江市特別職報酬等審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。